

第2次東御市都市計画マスターplan及び 東御市立地適正化計画の概要について

1 現行計画との対比

現行都市計画マスターplan	第2次都市計画マスターplan
<p>【主要課題（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none">◆人口：人口減少、少子高齢化など◆産業：無秩序な農地転用の抑制◆土地利用：コンパクトな市街地を形成◆都市施設：防災機能の強化 <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・豊かな自然に恵まれた居住環境の整った住みよいまちづくり・人々が活発に活動・交流し、地域資源を活かした活力とにぎわいを生み出すまちづくり・快適で安心していつまでも暮らし続けたいと思えるまちづくり・市民と行政が協働して作るまちづくり	<p>【主要課題（抜粋）】</p> <ul style="list-style-type: none">◆人口：人口減少、少子高齢化の更なる進行 　　コミュニティの維持◆土地利用：ライフラインなどの行政コスト増 　　空き家の利活用◆道路・交通：公共交通の維持・利用促進◆安全・安心：市民の防災意識の高揚 <p>【まちづくりの目標】</p> <ul style="list-style-type: none">・コンパクトで持続可能なまちづくり・効果的に地域をつなぐまちづくり・災害に強い安全・安心なまちづくり

現行都市計画マスターplanにおいても、人口減少や少子高齢化、無秩序な農地転用の抑制、コンパクトな市街地の形成など、第2次都市計画マスターplanにおいても引き続き取り組むべき課題等が定義されています。

しかしながら、改定時（平成28年度）に比べ、急速な人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の流行などによりライフスタイルの多様化が進み、社会情勢は大きく変化しています。

都市の発展や拡充を目標としていたものから、持続可能性やコミュニティの維持、公共施設等の長寿命化から廃止を含めた統合・集約・複合化などの効率化、公共交通の必要性や、災害リスクに対する検討など、様々な分野に対し一步踏み込んだ視点を含めた計画策定が特徴といえます。

2 第2次東御市都市計画マスターplan（素案）の概要

（1）策定の目的

本市では平成20年度（2008年度）に東御市都市計画マスターplanを策定し、計画的なまちづくりを進めてきました。しかし、この間に人口減少や少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルの多様化など、社会情勢は大きく変化しています。こうした変化に的確に対応し、持続可能なまちづくりを推進するため、第2次東御市都市計画マスターplanを策定します。また、本計画は、都市緑地法に基づく緑の基本計画を統合した計画とし、都市と緑が調和したまちづくりを効果的に推進します。

(2) 計画期間

令和8年度を基準年度として、目標年度を令和28年度とする20年間の計画です。

※概ね10年経過後に、人口動向や施策実施状況を分析し、必要に応じて見直しを実施。

(3) まちづくりの目標

第3次東御市総合計画の将来像「人と自然にやさしい 豊かな暮らしを実感できるまち とうみ」の実現に向けて、下記のとおり目標を設定します。

① コンパクトで持続可能なまちづくり

- 人口減少・少子高齢化への対応
- 農地の維持・保全に努めながら宅地開発などの土地需要を適正に受け止め、メリハリのある土地利用を推進
- 自然との調和に配慮
- 5地区における生活支援機能※の確保及び持続可能なコミュニティの形成

② 効果的に地域をつなぐまちづくり

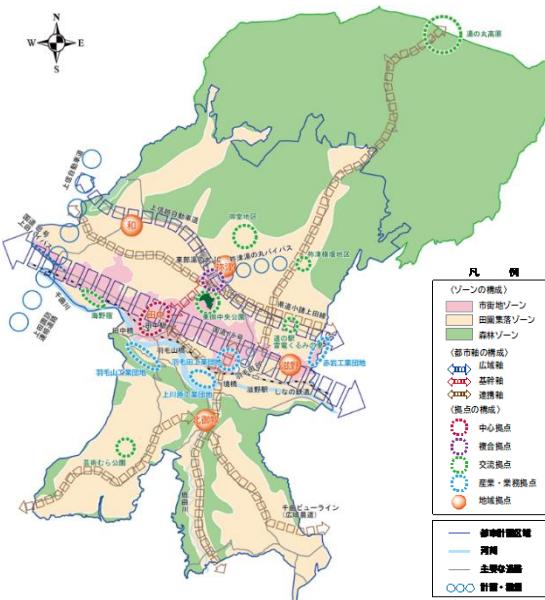
- 市内の各地域相互間での連携強化に資する道路網の維持・確保
- 高齢者や児童・生徒をはじめとした市民の「移動しやすさ」を支える公共交通の充実・利用促進
- 近隣都市とのアクセス性の向上

③ 災害に強い安全・安心なまちづくり

- 土砂災害や浸水などの災害リスクの存在を正確に把握
- 関係機関との連携により地域の特性を踏まえた施策を展開にすることで、安全・安心の確保

(4) 全体構想※

目指すべき将来都市構造※を下図のように定めます。「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3つの要素で構成し、それぞれの区分・種別の役割に応じた整備を進めます。



区分	種別	構成
ゾーン	市街地ゾーン	用途地域及び周辺
	田園集落ゾーン	集落地及び農地等
	森林ゾーン	森林地域
拠点	中心拠点	市役所・田中駅周辺
	複合拠点	インター・流通団地周辺
	交流拠点	海野宿、湯の丸高原、芸術むら公園、東御中央公園、御堂地区、道の駅雷電くるみの里
	産業・業務拠点	羽毛田工業団地、赤岩工業団地、上川原工業団地、羽毛山工業団地
	地域拠点	各地区的小学校周辺
軸	広域軸	上信越自動車及び、国道18号、しなの鉄道
	基幹軸	県道丸子東部インター線（（都）常田東町線）沿道やその周辺部
	連携軸	各地域間を結ぶ主要な県道等

(5) 地区別構想※

小学校区を基本とした5地区（田中地区、滋野地区、祢津地区、和地区、北御牧地区）に区分し、それぞれの地区ごとにまちづくりの方針を示します。各地域の特色を活かし、魅力あるまちづくりにつなげます。

3 東御市立地適正化計画（素案）の概要

（1）策定の目的

今後、人口減少や少子高齢化の進行により、市の財政負担が増大し、道路や上下水道などのインフラや、医療・福祉などの生活サービスの維持が困難となることが想定されます。本計画は、こうした状況でも、市民が将来にわたって安心して暮らし続けられる都市構造を実現することを目的としています。数十年という長い時間軸の中で、居住や都市機能を一定のエリアへ緩やかに誘導し、効率的で暮らしやすい都市構造へと段階的に移行することで、持続可能なまちの形成を目指します。

（2）計画期間

令和8年度を基準年度として、目標年度を令和28年度とする20年間の計画です。

※概ね5年ごとに、人口動向や施策実施状況を分析し、必要に応じて見直しを実施。

（3）まちづくりの方針

①基本的な考え方

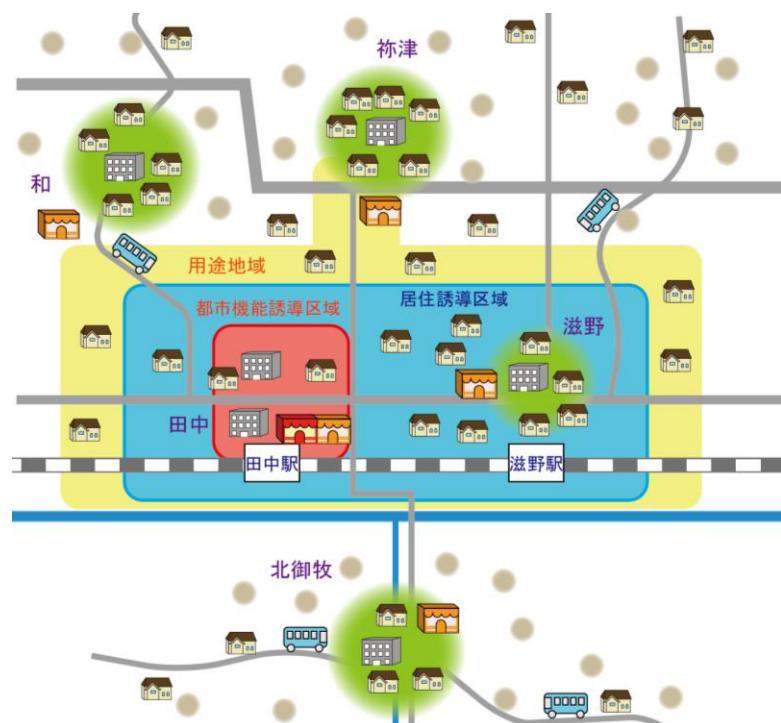
立地適正化においては、中心拠点※や地域拠点※を軸に居住を集積し、拠点周辺の人口密度を維持します。また、道路整備や公共交通の利便性向上を通して、拠点間を相互に結びつけるとともに、広域での連携も図りながら、拠点連携型※の都市構造を目指します。

②居住誘導の方針

公共交通の利便性が高く、生活サービスが集積する区域への居住を促し、人口密度の維持と効率的な都市運営を図ります。

③都市機能誘導の方針

医療、福祉、商業、教育などの都市機能を中心拠点や地域拠点に集積し、市民が安心して暮らせる生活圏を形成します。



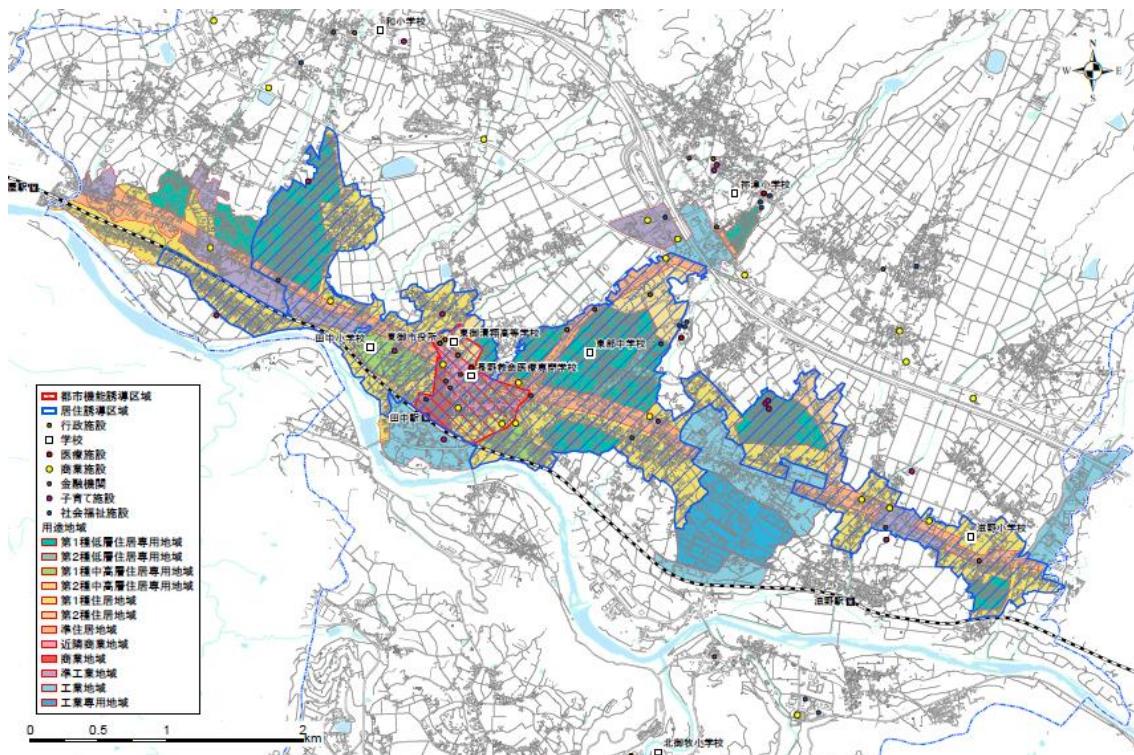
(4) 誘導区域設定

①居住誘導区域※（図中青線）

用途地域を基本として、災害リスク、アクセス性、用途を考慮し設定します。

②都市機能誘導区域※（図中赤線）

居住誘導区域内において、都市機能施設及び人口の集積状況、アクセス性を考慮し設定します。



※居住や都市機能を全て誘導区域内に集積するものではありません。各地域での暮らしを守りながら、緩やかな誘導を目指します。

(5) 誘導目標

居住誘導及び都市機能誘導の目標を以下のとおり設定します。目標値の達成状況は、5年ごとに検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

目標指標	令和2年 (基準値)	令和18年 (中間値)	令和28年 (目標値)
居住誘導区域内の人口密度	23.5 人/ha	22.0 人/ha	22.0 人/ha
居住誘導区域内の人口割合	36.2%	37.0%	38.0%
都市機能誘導区域内の誘導施設数	10 施設	10 施設以上	10 施設以上

4 今後のスケジュール

時期	内容等
12月3日	市議会全員協議会（素案について）
12月10日～1月8日	パブリックコメント
2月中	策定検討委員会
3月中	都市計画審議会（答申）・策定

●用語の説明

用語	説明
◆生活支援機能	住民が健康で文化的な生活を営む上で必要不可欠な機能の総称 病院、診療所、福祉施設、スーパー、保育園、幼稚園、学校、図書館、公民館、金融機関など
◆将来都市構造	まち全体の特徴や骨格を概念的に表して、目指すべき将来の都市の姿をわかりやすく描くものであり、「ゾーン」、「拠点」、「軸」の3要素で構成するもの。
◆ゾーン	自然地形や土地利用形態の特性に基づく地域のまとまりを「面」で概念的に表すもの。
◆拠点	特徴的な都市機能等の集積地や、将来のまちづくりの核となる地区を「点」で概念的に表すもの。
◆軸	人の移動や交流の流れの方向を「線」で概念的に表すもの。
◆全体構想	将来都市像の実現に向け、目標達成に向けた取組方針に対し、まちづくりにおける分野ごとに方針を示すもの。
◆地区別構想	全体構想を具体化するとともに、実現に向けた方策として、地域（地区）の特性を踏まえた計画を策定し、まちづくりを推進するもの。
◆中心拠点	商業、行政、医療などの機能が集積し、多くの人が集まる一帯 本市においては市役所、中央公民館、東御清翔高校、田中駅などの周辺
◆地域拠点	地域住民が交流したり、行政サービスや生活サービスが集積している場所 本市においては、滋野地区、和地区、祢津地区、北御牧地区の小学校や公民館周辺
◆拠点連携型	中心部だけでなく複数の地域に拠点を設け、それらを公共交通などでつなぎ、まち全体の持続可能性を高めること。
◆居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。
◆都市機能誘導区域	医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点等に維持・誘導することにより、これらの各種サービスを持続的に提供する区域。